

令和7年1月20日
事務連絡

大臣認定取得者各位

国土交通省住宅局
参事官（建築企画担当）付認定班

大臣認定不適合未然防止に向けたリーフレットの配布について

昨年12月に、軒裏の準耐火構造の大臣認定を用いた建築物において、大臣認定仕様と組成の異なる軒天材を用いるという、大臣認定不適合事案がありました。このような大臣認定不適合事案が後を絶たない状況に鑑み、このたび大臣認定の取得・運用に係る注意事項等をまとめたリーフレットを作成し、大臣認定取得者の皆様に配布することといたしました。

なお、リーフレットにも記載しましたが、大臣認定不適合事案を引き起こした場合には是正措置が求められるほか、設計等を行った建築士が行政処分を受ける可能性があるとともに、認定取得者等の関係者に対し建築基準法に基づいた罰則が適用される可能性もあります。

本リーフレットを社員教育等において広く活用し、大臣認定制度への理解を深めていただき、大臣認定不適合を起こすことがないように、改めて社内や施工業者等の関係者間での周知徹底を図っていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

担当者連絡先

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付
構造認定係長 難波、構造・設備認定係 西村
03-5253-8111